

## 建設工事の競争入札に係る最低制限価格等の算定式の改定について

平成30年3月

たつの市

本市において、最低制限価格等に係る算定式を下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 概要

工事の品質確保及びダンピング受注防止を図るため、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査基準最低価格に係る算定式について改定する。

#### 2 改定内容

##### (1)最低制限価格制度

###### ・最低制限価格の設定

内 容	現 行	改 定
最低制限価格に係る算定基準のうち、直接工事費相当額への乗率を 0.95から <u>0.97</u> に引上げ	直接工事費相当額 ×0.95 + 共通仮設費相当額×0.9 + 現場管理費相当額×0.9 + 一般管理費相当額×0.55	直接工事費相当額 × <u>0.97</u> + 共通仮設費相当額×0.9 + 現場管理費相当額×0.9 + 一般管理費相当額×0.55

##### (2)低入札価格調査制度

###### ・低入札価格調査基準価格の設定

低入札価格調査基準価格に係る算定基準のうち、直接工事費相当額への乗率を 0.95から <u>0.97</u> に引上げ	直接工事費相当額 ×0.95 + 共通仮設費相当額×0.9 + 現場管理費相当額×0.9 + 一般管理費相当額×0.55	直接工事費相当額 × <u>0.97</u> + 共通仮設費相当額×0.9 + 現場管理費相当額×0.9 + 一般管理費相当額×0.55
--	---	---

###### ・低入札価格調査基準最低価格の設定

変更なし	直接工事費相当額 ×0.9 + 共通仮設費相当額×0.7 + 現場管理費相当額×0.9 + 一般管理費相当額×0.55	同左
------	--	----

3 改定時期 **平成30年4月1日**以降に入札公告を行うものから適用する。